

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 階上町

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.3%
全職員	89.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	93.6%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	86.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.0%
31～35年	90.0%
26～30年	91.9%
21～25年	93.7%
16～20年	74.3%
11～15年	88.4%
6～10年	95.0%
1～5年	105.3%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない。
- ・扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多いため、全体的に男性の給与水準が高い傾向にある。
- ・勤続年数別「1～5年」区分では、女性の保健師、住居手当受給者、社会人経験年数等を有する職員の割合が高いため、相対的に給与水準も女性の方が高い。
- ・勤続年数別「16～20年」区分では、男性の一人当たりの時間外勤務時間数が女性の約2.3倍であるため、相対的に給与水準も男性の方が高い。
- ・短時間勤務職員の職員数は、勤務時間に応じて換算している。
- ・育児休業、休職、月途中の任期開始等の理由により給与が満額支給されていない者については、勤務日数に応じた割合で職員数を換算している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	50.0%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在。
- ・ 管理職手当が支給されている課長相当職のみ対象。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	50.0%
本庁課長補佐相当職	53.3%
本庁係長相当職	50.0%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在。
- ・ 「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない。

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
一般行政職	57.1%
医療職（保健師）	100.0%
技能労務職	— %
合 計	62.5%

【説明欄】

- ・ 対象は令和 8 年 4 月 1 日付け採用者。
- ・ 定年退職者の再任用、退職出向者の再度の任用等は除く。中途採用を含む。

Ⅴ 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（年度はいずれも試験の実施年度）

区分	令和 7 年度
行政	46.3%
保健師	100.0%
土木	— %
合 計	50.0%

【説明欄】

- ・ 該当年度内に実施した試験を対象。

Ⅵ 職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
一般行政職	50.0%
医療職（保健師）	100.0%
技能労務職	— %
合計	52.5%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在。

Ⅶ 当該年度に在籍する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異

	離職率	離職者の年代別割合								
		～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55 歳 以上
男性	4.1%	0.0%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性	7.4%	0.0%	0.0%	1.9%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【説明欄】

- ・ 離職率は、令和 7 年 4 月 1 日在職者数に対する令和 7 年度中の自己都合退職者の割合。

Ⅷ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
2週間以上1月以下	100.0%	0.0%	— %	— %
1月超3月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
3月超6月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
6月超9月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
9月超12月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
12月超24月以下	0.0%	100.0%	— %	— %
24月超	0.0%	0.0%	—	—

【説明欄】

- ・ 育児休暇取得率とは、女性の場合、令和7年度に出産し育児休業が取得可能となった職員に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合、男性職員の場合、令和7年度に配偶者が出産し育児休業が取得可能となった職員に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合とする。
- ・ 令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せずに、令和7年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。
- ・ 複数年度にわたって取得する者等については、分母・分子とも、いずれかの年度でカウントし、毎年度同じ考え方でカウントする。

Ⅸ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

種別	令和 7 年度
配偶者出産休暇	0.0%
育児参加のための休暇	0.0%
合わせて 5 日以上の子供の休暇を取得した職員の割合	0.0%
平均取得日数	0.0 日

【説明欄】

- ・ 男性職員の配偶者出産休暇の取得率は、令和 7 年度に子が生まれた男性職員に対する同年度に配偶者出産休暇を取得した男性職員の割合。
- ・ 男性職員の育児参加のための休暇の取得率とは、令和 7 年度に配偶者が出産した男性職員に対する同年度に育児参加のための休暇を取得した男性職員の割合。

X 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等	20.2 時間／月
内部部局等以外	10.3 時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等の対象職員：役場本庁舎に勤務する職員
- ・ 内部部局等以外の対象職員：役場本庁舎以外に勤務する職員

XI 職員の年次休暇等の取得日数の状況

平均取得日数	取得日数が5日未満の 職員の割合
10.5 日	22.5%

【説明欄】

- ・令和7年1月1日から12月31日の平均取得日数。
- ・1年の年次休暇が20日以上付与された職員について算出（ただし、対象期間中に育児休業等による不在期間がある職員を除く。）